

## 第5次国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)(案)パブリックコメントの意見反映状況

### 1 意見の数

・意見をお寄せいただいた方の数:11(個人10・団体1)  
 ・お寄せいただいた意見の数:74件  
 ・計画に反映する意見の数:4件  
 ・計画に反映済みの意見の数:24件

### 2 意見の概要及び市教育委員会の回答

番号	項目	意見概要	回答内容	反映の有無
1	全体	当事者である子どもたちや保護者からの意見をもっと聞いてほしい。	特別支援教育推進委員会では、6名の保護者委員に参加いただきました。また、計画案の段階では、子どもからの意見聴取を実施いたしました。	無
2	全体	諸外国で原則となっているLRE(最も制限の少ない環境)の視点に立ち、分離を前提とした施策ではなく、通常の学級で合理的配慮を完結させる体制を整えてほしい。	国分寺市は、子どもが居住する学区の学校に行くことを基本としており、その方針は、市内すべての子どもに当てはまります。また、いただいた御意見の内容を踏まえ、計画P6、P7のとおり、インクルーシブ教育の視点に基づいた共生社会の実現に向けて取組を進めてまいります。	済
3	全体	学校を「多様性が当たり前的小さな社会」として再定義し、共に学ぶことそのものを教育の価値として据えてほしい。	いただいた御意見の内容を踏まえ、計画P6、P7のとおり、取組を進めてまいります。	済
4	P10 (2)義務教育時の支援体制	親の負担や子どもの我慢に依存しなければ通常学級にいられない現状を「環境の不備」として認識してほしい。	P10(2)「義務教育時の支援体制」にあるように学校内の支援体制を、支援員の配置を含め整えています。また、計画P25「ウ. 支援員等の効果的な活用」にあるよう実態に応じて支援員等を適切に配置します。	無
5	P17 子どもからの意見募集	今回の計画策定にあたり、特別支援学級在籍の中学3年生には、アンケートをされなかったようですが何か理由はあるのでしょうか。	特別支援学級に在籍している全児童・生徒には、教育委員会事務局の職員が学校を訪問し、本計画案に基づいて、直接ヒアリング調査を実施しました。	無
6	P17 子どもからの意見募集	希望する全ての当事者(児童生徒・保護者)が意見を表明できるオープンなアンケート形式を導入してほしい。	本計画の作成に当たっては、国分寺市特別支援教育推進委員会を設置し、5回に渡る協議の上、報告書を提出いただきました。また、子どもからの意見募集も実施いたしました。推進委員会では、通常の学級、特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者や特別支援教室を利用している児童・生徒の保護者にも委員として参加いただいております。そのため、当事者の評価も、代表者からいただいていると認識しております。	無
7	P20 ア. 障害者理解の取組の充実	「発達障害のために差別され、いじめ等を受けることがないように、また合理的配慮を含む必要な支援を受けることについて周囲の理解が得られるように、尊厳を保持するための対策を推進します。」と、内容を追加してほしい。	差別やいじめによって、個人の尊厳が傷つくことのないよう、対策を推進することとしています。合理的配慮を含む必要な支援を受けることについて周囲の理解が得られないことにより、差別的な感情が生じることが考えられます。いただいた御意見については、計画P20「発達障害のために差別され、いじめ等を受けることがないように」の内容に包含されていると考えます。	済
8	P.20 ア 障害者理解の取組の充実	発達障害にも様々なタイプがあり、読み書き計算の困難さをもつ「学習障害」も含まれていることについて、明記してほしい。	本計画では、学習障害を発達障害の一つとして捉えており、個々の障害種については記載しておりません。	無
9	P21 ウ. 副籍制度に関する理解・啓発の推進	通常の学級、特別支援学級、特別支援学校の分け隔てなく、地域で育つ子どもたちが参加できるような合同の行事を行ってほしい。	通常の学級、特別支援学級、特別支援学校のそれぞれの日程を調整することは難しい状況です。地域で生活する子どもたち同士が関わり合える副籍制度等の推進に努めてまいります。	無
10	P21 エ. 特別支援教育に関する研修の充実	介助員も含めた、より専門的な特別支援教育を特別支援学級でも受けられるよう、さらに研修を充実させてほしい。	介助員等がより効果的に機能するために、校内での研修に加え、校外での研修を設定し、充実を図ってまいります。	済
11	P21 エ. 特別支援教育に関する研修の充実	研修内容に「学習障害への理解と支援・対応方法」に関する項目を含めていただきたい。	既に、学習障害に係る内容についても、研修で取り扱っております。具体的な内容については、今後の運用の中で進めていきます。	済
12	P21 エ. 特別支援教育に関する研修の充実	研修の対象を全教員に周知していただきたい。特に、P21L19については「すべての教員(副教科担任も含む)が対象になるよう研修内容を幅広く設定し」としていただきたい。	P21「エ. 特別支援教育に関する研修の充実」にあるように、研修は全ての教員を対象とするとともに、クラスアシスタント等支援員も対象とする研修を実施いたします。	済
13	P22 カ. 保護者や地域住民への理解・啓発の推進	理解の促進と啓発の内容として、「学習障害はどの児童生徒が有しているもおかしくないこと」、「学習障害のために合理的配慮を含む支援を受けることは必要不可欠であること」、「自分に合った学び方の習得と合理的配慮を含む支援がなければ学びの機会が奪われてしまう可能性があること」を含めていただきたい。	具体的な啓発内容に関しましては、今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無

番号	項目	意見概要	回答内容	反映の有無
14	P22 カ. 保護者や地域住民への理解・啓発の推進	日頃、障害者や障害児に接することのない市民に向けて、知らないからこそ生じる偏見を除くために障害への理解の啓発をイベントとしてもっと積極的に発信してほしい。	教育委員会では、市民の方を対象に特別支援教育説明会を実施しています。また、各学校においても、特別支援教育の理解・啓発として、学校だより等での周知に取り組んでいます。今後も、計画に基づいて、保護者や地域住民への理解・啓発を推進していきます。	済
15	P22 カ. 保護者や地域住民への理解・啓発の推進	「特別支援教育に係る啓発リーフレット」に、「学習障害(LD)」、「発達性協調運動障害(DCD)」、「感覚過敏」などの学習の困難につながる可能性のある障害についての情報資料を含めて配布してほしい。	御意見として承り、今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無
16	P22 カ. 保護者や地域住民への理解・啓発の推進	不登校傾向にある児童・生徒及び保護者への支援の「見える化」と「質の保証」から、「かがやき」のサポート教室の掲載内容を充実させてほしい。	「かがやき」の掲載内容に関して、市民の特別支援教育に関する理解・啓発を図る観点から、学校の実態の理解が促進されるよう掲載内容の改善を図ることを追記いたします。	有
17	P23 取組項目：指導・支援の充実	各学校において読み書きに困難を抱える児童・生徒への学習支援を強化していくことを盛り込んでほしい。	読み書きに困難を抱える児童・生徒への支援は、特別支援教室で行っており、巡回指導教員が指導内容や支援方法について、具体的かつ実践的な助言を行える体制を整えてまいります。	無
18	P23 ア. 通常の学級における指導・支援の充実	巡回型特別支援教室の利点を生かし、巡回指導教員が在籍学級の担任等に対して、指導内容や支援方法について具体的かつ実践的な助言を行える体制を整えます」については、巡回指導教員のほかに、巡回相談員として言語聴覚士と作業療法士を加えてほしい。	言語聴覚士と作業療法士の教員への支援は、各学校への巡回、集合研修の実施等、様々な方法が考えられます。いただいた御意見は、今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無
19	P23 ア. 通常の学級における指導・支援の充実	巡回指導教員と学級担任との間で定期的に情報交換や協議を行い、連携協力しながら指導の実施に当たることを明記してほしい。	各学校で、月一回以上実施している校内委員会を基本としながら、各学校が実態に応じて、適切に情報交換や協議ができるよう教育相談・コーディネート推進委員会等で取組事例を共有し、進めていきます。	無
20	P23 ア. 通常の学級における指導・支援の充実	巡回指導教員が、指導に当たる学級担任以外の専科・教科担当教員とも連携協力・協議する体制を整えてほしい。	「在籍学級の担任、専科教員、教科を担当する教員等」に変更します。	有
21	P23 イ. 学校生活支援シート及び個別指導計画の効果的な活用の推進	保護者、学級担任、特別支援教室担当、外部支援者等の中で情報を効果的に共有できるよう、ICTの活用も視野に入れたシステムの導入について検討を進めます。」とあるが、続けて「さらに、学級担任や特別支援教室担当だけでなく、副教科担当教員など、当該児童にかかわるすべての教員に情報共有し、活用していきます。」の一文を付記してほしい。	いただいた御意見に関しては、「保護者、学級担任、特別支援教室担当、外部支援者等」に、児童・生徒に関わる全ての教員を含んでおります。	済
22	P23 イ. 学校生活支援シート	小学校と中学校との間での引き継ぎ・連携・協議等の具体的な体制を整えてほしい。	小学校から中学校卒業まで一貫性のある支援を行うことが重要です。そのため、P23にあるように、学校生活支援シートを活用していきます。活用方法に関しては、教育相談・コーディネート推進委員会で協議し、連携する仕組みを改善していきます。	済
23	P23 ウ. デジタルを活用した特別支援教育の充実	「各学校の活用事例を共有します」については、「各学校の活用事例を共有し、促進していきます」に修正のうえ、学校による格差が出ないように活用を促進してほしい。	本計画は、市内全小・中学校においても推進していくものです。各学校が計画の内容を踏まえ、実態に応じて工夫して取り組んでまいります。	無
24	P24 エ. 特別支援教室の円滑な運営	特別支援教室の教室を確保してほしい。	学校施設環境については、上位計画の第3次国分寺市教育ビジョンの主要施策としても掲げています。いただいた御意見は、今後の施設環境整備の中で、参考にさせていただきます。	無
25	P24 エ. 特別支援教室の円滑な運営	特別支援教室に通う交通費の金銭的な助成だけではなく、親が送迎に立ち会わなくても済むシステムの構築をしてほしい。	御意見として承り、今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無
26	P24 オ. サポート教室の運営方法の充実	サポート教室支援員が学級担任・通級担当と連携協力・協議できる実質的な仕組みと勤務条件を整えてほしい。	教育相談・コーディネート推進委員会等において、効果的な運営方法の活用方法の工夫を研究していきます。	無
27	P24 オ. サポート教室の運営方法の充実 カ. 特別支援学級および特別支援教室における指導・支援の充実	「サポート教室」と「特別支援学級及び特別支援教室」において、学習障害に関する専門家である言語聴覚士と作業療法士を相談員として配置してほしい。	御意見として承り、今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無
28	P25 取組項目：ユニバーサルデザインの視点に基づいた学習環境の整備	通常の学級も含め、教室が不足しています。整備を進めてほしい。	学校施設環境については、上位計画の第3次国分寺市教育ビジョンの主要施策としても掲げています。いただいた御意見は、今後の施設環境整備の中で、参考にさせていただきます。	無
29	P25 ウ. 支援員等の効果的な活用	支援員の役割を、単なる「特定の子に張り付く介助係」に留めないでほしい。	特別支援教育クラスアシスタントは、通常の学級において、障害等のある児童・生徒の介助や支援を行い、学校生活への適応を促し、学級運営の充実を図るため、必要に応じて当該の学級を対象として配置しています。なお、P10の「本市における特別支援教育の支援内容」に記載しています。	無

番号	項目	意見概要	回答内容	反映の有無
30	P25 ウ. 支援員等の効果的な活用	児童を別室へ出すのではなく、専門の支援員が通常の学級の中に「入り込んで」サポートする「プッシュイン型支援」のための人的増員を最優先してほしい。	P25「ウ. 支援員等の効果的な活用」にあるよう、学校現場からのニーズを丁寧に把握しながら、実態に応じて支援員等を適切に配置します。	無
31	P25 ウ. 支援員等の効果的な活用	数値化できない困難を抱える児童も含め、診断や数値の枠を超えた「実態ベース」の柔軟な支援体制を明記してほしい。	市内全小学校に特別支援教育クラスアシスタントを配置し、通常の学級において、障害等のある児童・生徒の支援を行う体制を整えています。また、令和6年度から、必要に応じて特別支援教育支援員を配置しています。今後も、学校現場のニーズを丁寧に把握しながら、支援の充実を図っていきます。	無
32	P25 ウ. 支援員等の効果的な活用	教育支援員の常駐化や増員に予算を転換してほしい。	P10「(2)義務教育時の支援体制」にあるように学校内の支援体制を、支援員の配置を含め整えています。令和6年度から特別支援教育支援員、令和7年度から全小学校に担任補佐を配置し、充実を図っています。	無
33	P25 ウ. 支援員等の効果的な活用	クラスアシスタントに向けた市開催の任用前一括研修の設定を行ってほしい。	学校の実態に応じて申請の時期が、学校ごとに異なるため、任用前に一括で研修を設定していません。勤務開始の際に所属校の管理職が研修を実施するとともに、職場での実践を通じて業務知識を身に付けるOJTを基本としています。また、専門性をより一層高めるために、校内での研修に加え、校外での研修を設定しています。	済
34	P26 取組項目：知的障害特別支援学級(小学校)の新設	ノーマライゼーションを進め、全ての小中学校に、知的障害特別支援学級を常設してほしい。	P7に記載しているように、児童・生徒が適切な学びの場を選択できるようにすることは重要です。御意見として承り、今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無
35	P26 取組項目：特別な支援を必要とする児童・生徒の学びの場の確保	「登校」を支援の条件とせず、不登校の状態でも特別支援学級の専門的な指導を継続する体制を、自治体の「責務」として明記してほしい。	在籍している学校(学級)が、特別支援学級における指導も含めて組織的に不登校児童・生徒を支援してまいります。	済
36	P26 取組項目：特別な支援を必要とする児童・生徒の学びの場の確保	中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級について、生徒数の状況に注視し、設置を検討するのではなく、クラスを増室、または他の学校にも設置してほしい。	市内児童・生徒数が増加傾向にあるとともに、自閉症・自閉症情緒障害特別支援学級の児童・生徒も増加傾向にあります。P26「ア. 自閉症・情緒障害特別支援学級の児童・生徒数の増加への対応」にあるよう、中学校においても、今後の生徒数の推計を注視し、設置の検討を進めてまいります。	済
37	P26 取組項目：特別な支援を必要とする児童・生徒の学びの場の確保	LD(学習障害)の生徒に必要な支援を適切に行ってほしい。	学習障害の児童・生徒へは、P25「ユニバーサルデザインの学習環境への整備」の視点で、支援を行ってまいります。	無
38	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実について	ことばの相談が一定数あることからありますが、国分寺市の場合、具体的な数の把握と、現状の相談内容について、できるだけ早急に把握して言語障害通級学級の設置を進めてほしい。	現状の相談内容や他市の取組状況を参考にしながら、設置に向けて準備を進めていきます。	済
39	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	構音や吃音以外の発達性言語障害についても相談だけでなくトレーニングにつながるような支援を充実させてほしい。	教育相談室では、基本的に言語障害に係る相談や訓練を行っています。このほか、相談者が抱える課題に対して、相談を受け、必要に応じて、適切な支援機関を案内するなどしています。	済
40	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	読み書き困難や学習障害について言語相談・支援できる体制を整えてほしい。	学習障害については、特別支援教室での指導が主となり、特別支援教育コーディネーターと巡回指導員等が相談を受け付ける体制を整えています。	無
41	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	小中学校への言語聴覚士の巡回により、ことばの学習困難を抱える児童生徒や、気がかりを持っている教員・保護者が学校現場で相談できる窓口を設けてほしい。	学校では、ことばに困難を抱える児童・生徒も含め、在籍学級で学習を進めていく上での困難にかかる保護者からの相談を、教育的視点から特別支援教育コーディネーターや巡回指導員が受け付けており、必要に応じて、言語聴覚士と連携し、専門的な助言を踏まえ支援策を検討できる体制を整えています。	無
42	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	ことばと聴こえの通級の対象を難聴、構音障害、吃音に限定せず、言語障害に対応するものとして設計してほしい。	言語障害通級指導学級については、指導の対象となる障害種と程度について、国が「口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者で、通常の学級での学習での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもので」と示しており、こちらに準じて対応してまいります。	無
43	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	「言語障害通級指導学級」を設置した場合、読み書き計算に困難を抱える児童生徒に関する相談・検査・支援を内容に含めてほしい。	言語障害通級指導学級については、指導の対象となる障害種と程度について、国が「口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者で、通常の学級での学習での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもので」と示しており、こちらに準じて指導してまいります。	無
44	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	P40の令和6年度教育相談主訴分類においては、学習障害の有無に関する調査を行うとともに不登校や学習不振にも学習障害が関係していないかについて調査・分析してほしい。	学習障害に係る相談に関しては、「発達障害・同疑い」に分類しています。児童・生徒を支援するためには、総合的な観点から実態把握と支援を検討していく必要があり、在籍学級と連携を図りながら専門家を交えて協議を行い、児童・生徒が抱える課題解決に取り組みます。今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無
45	P26 ア. 自閉症・情緒障害特別支援学級の児童・生徒数の増加への対応	何よりも実態の把握と新たに小・中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級の設置を早急に進めてほしい。	本計画に基づき、設置に向けて準備を進めていきます。	済

番号	項目	意見概要	回答内容	反映の有無
46	P26 ア. 自閉症・情緒障害特別支援学級の児童・生徒数の増加への対応	自閉症・情緒障害特別支援学級の新規開設を早急に実施してほしい。	自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童が増加していることから、関係課等と連携し、新たに小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級の設置に向けて準備を進めていきます。	済
47	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	言語障害通級指導学級の設置に向けた審議の方向性について、今後の検討になると思うが、LDの児童について、特別支援教室と通級の併用は可能となりますか。	御意見として承り、設置の準備の参考にさせていただきます。	無
48	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	学級担任が変わる毎に難聴児への関わり方についての研修を必須にしてください。	御意見として承り、今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無
49	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	国分寺の教育相談に聴覚障害がわかる専門家を配置してほしい。	教育相談室では、言語相談を受け付けており、言語聴覚士の資格を持った専門家を配置しています。	済
50	P26 イ. ことばや聴こえの相談の充実	ことばときこえの教室は、需要がどれくらいあるかをよく検討して、設置していく必要があると思います。	状況やニーズを踏まえ、設置の準備を進めてまいります。	無
51	P27 ア. 教育相談室と学校の連携の充実	「教育相談室に必要なアセスメントや検査を行い、効果的な支援につなげます」の一文を追記してほしい。	現在、教育相談室では必要に応じて検査を実施しています。また、必要に応じて、検査の受けられる民間医療機関等をご紹介し、効果的な支援につなげております。本計画としては、課題解決のために「学校との連携」を課題解決のために重要としており、「教育相談室と学校の連携の充実」として記載しています。いただいた御意見は今後の運用の中で参考とさせていただきます。	無
52	P28 取組項目：適切な支援や教育につながる就学相談の充実	就学先を、もっと自由に選べるようにしてほしい。また、不適応を起こした場合、年度途中でであっても、就学先の変更などをもっと柔軟にほしい。	P28「イ. 就学相談の機能の充実」にありますように、就学先の変更を含めた支援の在り方を柔軟に見直していきます。	済
53	P28 取組項目：適切な支援や教育につながる就学相談の充実	教育相談室と学校が、対象となる児童について事前に情報共有するなど、連携して就学相談をすすめてほしい。	御意見のとおり、P28「ア. 学校、関係機関、教育相談室の連携の充実」に基づき、今後の運用の中で進めていきます。	済
54	P28 イ. 就学相談の機能の充実	就学時健康診断、就学後において、読み書き計算に関するスクリーニング検査を実施してほしい。	子どもが抱える読み書き計算に係る課題については、就学時健康診断の他、就学後、校内委員会で支援を検討するなど、教育相談室とも連携を図り、適切に対応していきます。	無
55	P28 イ. 就学相談の機能の充実	学校生活支援シートには実施された具体的な支援内容を詳細に記述してほしい。	学校生活支援シートは、指導や支援の成果、児童・生徒の変化、有効であった支援等を保護者と確認し、確実に引き継ぐためのものでもあり、本シートの意義について、研修等において改めて取り上げ、効果的に活用していきます。	済
56	P28 イ. 就学相談の機能の充実	中学校への就学において、小学校での支援・配慮の内容が中学校に実質的に引き継がれるように、小・中学校間で連携・協議を行う仕組みをつくらせてほしい。	小学校から中学校卒業後まで一貫性のある支援を行うことが重要です。そのため、P23にあるように、学校生活支援シートを活用していきます。活用方法に関しては、教育相談・コーディネート推進委員会と協議し、連携する仕組みを改善していきます。	済
57	P29 ア. 多様性に関わる学習や取組の推進	LGBTQ+を学ぶ機会を増やすのであれば、予算確保をしてほしい。また、繊細な内容であることや、学校現場をよく知る方に講師をお願いしてほしい。	各学校では、これまで多様性を学ぶ機会を設定し、取り組んでいます。本計画ではさらに充実させることを示しており、既に予算確保されている中で実施することを基本とし、具体的な指導方法については各学校が考えています。	済
58	P29 イ. 日本語指導の充実について	記載されている関係課が連携したり、日本語教育推進委員会を作成するなどしたりし、国ごとの指差し意思表示カードを作成してデータ保管してほしい。	御意見として承り、P29「イ. 日本語指導の充実」に基づき、今後の運用の中で参考にさせていただきます。	無
59	P30 (5)学びの多様化への対応	「教育的ニーズ」を重視するということから、学校につながっていない不登校生徒への聴取の仕組みを整えてほしい。	不登校児童・生徒等への支援は、本計画の上位計画である、第3次国分寺市教育ビジョンの主要施策としても掲げております。不登校の要因は、児童・生徒一人ひとり異なっており、丁寧な対応が必要です。学級担任だけでなく、スクールソーシャルワーカーや不登校対応巡回教員が、家庭を訪問し、児童・生徒及びその保護者と関係性を作る取組を行っており、具体的なニーズを把握するよう努めています。	無
60	P30 取組項目：不登校児童・生徒の教育環境の整備	既存のSSW や不登校巡回教員の配置を前提としつつも、多様な複数の支援者によるチーム型対応支援者の変更・併用が可能な柔軟な中長期的な関わりを前提とした支援設計を位置づけてほしい。	令和5年度から、不登校巡回指導教員を配置しています。また、令和7年度にスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、中学校区の小学校を巡回する仕組みとしました。不登校児童・生徒等への支援は、本計画の上位計画である、第3次国分寺市教育ビジョンの主要施策としても掲げております。今後、これらの取組の充実を図ってまいります。	無
61	P30 取組項目：不登校児童・生徒の教育環境の整備	給食が登校のきっかけになる児童が一定数いることから、近隣の市のように提供期間を延ばしてほしい。(始業式翌日から提供開始、終業式前日が提供終了)	年間を通した給食の喫食回数は決めており、その回数の中で、開始と終了の次期を学校ごとに設定しています。御意見として承り、今後の参考にさせていただきます。	無
62	P30 ア. 不登校児童・生徒への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進	「不登校の要因は様々考えられ、コミュニケーションの苦手さなど個々の特性が関係している場合や周囲の音やにおいなどの環境の要因が影響している場合、さらに学習障害などにより学習に困難を抱えている場合など、またそれらが複合的に関連している場合」と内容を追記してほしい。	P30のように、不登校の要因は様々考えられ、不登校の要因は複合的に関連していることから、考えられる要因をすべて記載しておりません。	無

番号	項目	意見概要	回答内容	反映の有無
63	P30 ア. 不登校児童・生徒への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進	学習障害の児童・生徒が不登校になる可能性があることについて理解していただけるよう、保護者、児童生徒、教員に対して予防的な啓発活動を推進してほしい。	P20取組項目「特別支援教育の理解・啓発」に基づいて、いただいた意見を含めて取組を進めてまいります。	済
64	P30 ア. 不登校児童・生徒への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進	教育委員会主導による全市統一のオンライン授業システムの構築してほしい。	これまでオンライン授業の実施は可能な環境にありました。次年度から稼働する次世代教育システムでは、より機能が充実しており、今後、この環境を活用した授業の実施について、各校の個別の実態に応じた対応を研究してまいります。	無
65	P30 ア. 不登校児童・生徒への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進	「誰一人取り残さない教育」を実現するためには、学校外の施設で学ぶ子どもたちも特別支援教育の対象として捉え、組織的な連携強化を明記してほしい。	不登校児童・生徒等への支援は、本計画の上位計画である、第3次国分寺市教育ビジョンの主要施策としても掲げており、御意見をいただいた内容も含め、充実に努めてまいります。	無
66	P31 ウ. サポート教室を活用した校内支援センターとしての効果的な運用	不登校傾向にある生徒のためのサポート教室について、「特別支援教室との共用」を解消し、年間を通じて同一の教室で毎日開室できる体制を計画内に明記してほしい。	児童・生徒数が増加傾向であることや35人学級の開始など、各学校において、教室数の確保が課題となっており、実態に応じて適切に対応しているところです。いただいた御意見は、今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無
67	P31 ウ. サポート教室を活用した校内支援センターとしての効果的な運用	サポート教室の設置場所の選定にあたっては、単に「空いている場所」ではなく、「他の生徒の視線が気にならない動線」や「静穏な環境」など、不登校生徒の特性に配慮した設置基準をガイドラインとして策定してほしい。	サポート教室の運営に関しては、不登校対応担当者連絡会で、先進的に取り組んでいる学校の事例を共有し、各学校の取組に生かせるようにしています。児童・生徒の実態や学校の環境に応じて、柔軟に対応することが重要であることから、ガイドラインで画一的に規定するようなことは考えておりません。	無
68	P31 ウ. サポート教室を活用した校内支援センターとしての効果的な運用	サポート教室の支援員の人員の確保を市で進めてほしい。	サポート教室の支援員は、学校からの推薦、または担当課において、教育関係の人材を募集し、勤務条件が可能な方にサポート教室支援員として勤務いただいております。現在、支援員が不足しているということはありません。今後も適切な人材配置を進めていきます。	無
69	P32 取組、関係諸機関等との連携の強化	学童は教育委員会、放課後デイサービスは福祉課などと分けるのではなく、子育て支援課や子ども家庭センターなど、課を超えて協力して取り組んでいただきたいです。	御意見として承り、今後の運用の中で、参考にさせていただきます。	無
70	P32 ア. スクールソーシャルワーカーの活用の推進	スクールソーシャルワーカー(SSW)の活動事例集の作成と公表本計画におけるSSWの活用推進に関連し、「具体的かつ多角的な活動事例集(ケーススタディ)」を作成し、広く公表してほしい。	個別の状況に特化した対応を細やかに実施していきます。そのため、具体的な活動事例集を作成するのではなく、スクールソーシャルワーカーの役割等の周知を進めてまいります。	無
71	P32 ア. スクールソーシャルワーカーの活用の促進	スクールソーシャルワーカーを、会計年度職員ではなく、正規の職員としてほしい。	御意見として承り、今後の参考にさせていただきます。	無
72	P33 エ. 医療的ケア児への支援の充実	てんかんのある子どもについては、クラスアシスタントなどの支援員の業務内容になるのか、記載してほしい。	クラスアシスタントの支援の内容は、通常の学級の児童・生徒への介助や支援としており、てんかんのある子どもを含め、困難を抱えている子どもへの支援としています。	済
73	P35 学校生活支援シートの活用	「(3)学期ごとに面談を行う」ではなく、「学期ごとに保護者と連絡をとり、現状を確認したり支援の方向性を確認したりする」に変更してほしい。	学校と保護者が、指導や支援の成果、児童・生徒の変化、有効であった支援等を保護者と確認することは重要であることから、対面での面談を原則としながらも電話等を活用して保護者との確認を学期ごとに確実に実施することを追記します。	有
74	P43 語注一覧	語注一覧には「合理的配慮」の文言があるにもかかわらず、計画書本文中のどこにも「合理的配慮」の記載がないことについて、改めていただきたい。	P5、P36に「合理的配慮」を記載していますが、P23「ウ. デジタルを活用した特別支援教育の充実」に、「合理的配慮」の文言を追記します。	有